

規制改革推進会議 ワーキンググループ説明資料

令和3年4月12日

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

1. 住宅宿泊協会の懸念事項

懸念事項

- ごみが少量であることを理由に廃棄物収集運搬業者と契約できないケースが存在
- 仮に契約できても少量にもかかわらず高額な処理費用を要求されるケースもある
- 自ら処理施設に搬入する場合も、自治体によっては少量の持ち込みはできないケースが存在

上記の運用の問題があるとされている自治体へのヒアリングを実施

ヒアリングの結果、住宅宿泊事業の廃棄物について、許可業者へ処理委託するほか、有料シールを貼付して家庭ごみと明確に分けることで、事業系廃棄物として問題なく処理を行っているとのこと。

2. 対応に当たっての具体的な進め方

- ごみが少量であることを理由に廃棄物収集運搬業者と契約できないケースが存在
- 仮に契約できても少量にもかかわらず高額な処理費用を要求されるケースもある
- 自ら処理施設に搬入する場合も、自治体によっては少量の持ち込みはできないケースが存在

これら住宅宿泊協会の懸念事項については、個々の自治体の運用の問題を除去すれば改善する性質のものであると考えられるため、個々の自治体における処理の実態等について再度調査し、有料ごみ処理券等の運用といった優良事例等について自治体に対して通知等を発出すること等によって対応する。

(参考)平成30年度規制改革要望における環境省の対応

事業者等に対して、住宅宿泊事業廃棄物の処理について負担に感じる事項をヒアリング

把握した状況等

- 住宅宿泊事業で発生した廃棄物の処理方法がわからない。
- 廃棄物の処理について、廃棄物処理業の許可業者へ委託するよう求められているが、許可業者がわからない。
- 住宅宿泊事業で発生した廃棄物について相談したいが、どこに相談すればよいかわからない。
- 家主同居型で少量の廃棄物しか排出されず、収集ルートと合わないため、許可業者への委託が困難。

環境省の対応

- 住宅宿泊事業主管部局と連携し、廃棄物部局が作成した住宅宿泊事業廃棄物の処理に関するリーフレット等を配布
- 廃棄物部局が作成した廃棄物処理業者のリストを住宅宿泊事業者に提示
- ウェブサイト等で相談窓口を記載することや、電話、メールでの相談対応を行うなど、住宅宿泊事業者が廃棄物の適正処理に関する相談をしやすい環境を整備
- 分別や収集ルールを遵守することを条件として、有料ごみ処理券(シール)や指定ごみ袋を使用することにより、市町村が行う家庭系廃棄物の収集とあわせて、住宅宿泊事業廃棄物を収集

(参考) 廃棄物処理法について

目的

廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。



規制の概要

廃棄物の処理責任の主体を明確にするとともに、処理の基準等を定めることにより、廃棄物の適正処理を確保。

家庭系ごみ

市町村が公共サービスとして処理。
(一般廃棄物の処理は、自治事務)

事業系ごみ
(一般廃棄物又は産業廃棄物)

事業活動に伴って排出される廃棄物
(事業系廃棄物) については、
事業者が自らの責任で処理することが必要。

※事業活動に伴って排出されるごみのうち、
廃プラなど20種類のごみが産業廃棄物

(参考)事業系廃棄物の適正な処理

事業系廃棄物の処理方法

- 事業者は、事業形態・活動の規模にかかわらず、原則として、
 - ①自ら適正に処理を行うか、
 - ②許可業者に委託して処理を行う必要。

その他、地域の実情に応じて、市町村の判断（※）により、
○市町村による家庭ごみの収集時に、
事業系廃棄物を併せて収集することも可能。

※ 市町村が公共サービスとして実施する廃棄物処理に支障がない範囲で、
周辺の生活環境に影響がない場合に実施可能。

⇒市町村は、以下の状況を考慮し、判断。

- ✓ 市町村の廃棄物の収集体制（収集車の数、作業人員、日程・時間等）
- ✓ 集積所の確保状況（集積所周辺の住民の意向も含む）
- ✓ 事業者からの廃棄物の排出状況（ごみの種類、量、排出日程・時間等）等

住宅宿泊事業に伴う廃棄物の処理方法が不明な場合等は、市町村に相談が必要。